

岡山県トレイルランニング協会 細則

第1章 総則

第1条（目的）

岡山県トレイルランニング協会規約（以下、本規約という）第18条に基づき、本会の組織運営に関する細部を規定する。

第2章 会員および会費

第2条（会員）

会員には次の2つをおく。

1. 正会員
2. 賛助会員

第3条（入会）

1. 正会員とは原則として岡山県内に居住し、トレイルランニングを愛好する者をいう。
2. 登録は毎年更新するものとし、1月1日より12月31日までに会費を添えて申し込むものとする。

第4条（団体会員）

団体会員とは、本会の主旨・目的に賛同し、別に定める団体会費を納めた団体をいう。

第5条（賛助会員）

賛助会員とは、本会の主旨・目的に賛同し、別に定める賛助会費を納めたものをいう。

第6条（会費）正会員および賛助会員は本規約16条に定める事業年度毎に年会費を納めるものとする。

1. 正会員は年間会費2,000円を納めるものとする。
2. 賛助会員の会費は任意とする。

第3章 組織

第7条（委員会および委員）

1. 本規約第14条に定める本会に次の各号に掲げる各委員会を設置する。
2. 普及広報・環境保全委員会

3. 安全救急委員会
4. 削除
5. 削除
6. 青年部
7. 特別委員会
8. 委員長は理事会で決定し、理事会がこれを委嘱する。その他の委員は、委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する。それぞれの専門委員会は、各専門事項に関する会務を処理する。委員長および副委員長は、理事会に出席して所轄事項について発言することができる。
9. 学識経験者を専門委員として委嘱する場合は、登録会員にかぎらない。ただし、その人員はそれぞれの委員会の3分の1を越えることはできない。

第8条（顧問、参与、名誉会長）

1. 顧問は、本会の最高諮問機関であり、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
2. 参与は、トレイルランニング界の功労者及び協力者から理事会が選任する。参与は本会の重要事項について諮問に応じる。
3. 名誉会長は、会長を1期以上務め、協会の事業に多大な寄与をした者で、理事会の議を経て推薦し、会長が委嘱する。なお、名誉会長は、常任理事会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条（事務局）

1. 本規約第15条に定める事務局の規定は別に定める。
2. 事務局長は理事会、評議員会その他の会議に出席して意見をのべることができる。

第4章 その他

第10条（会友）

本会は別に定める規定により会友をおくことができる。

附 則

1. この細則は2019年（平成31年）1月1日から施行する。
2. この細則は2021年（令和3年）12月10日から施行する。
3. この細則は2022年（令和4年）12月7日から施行する。